高潮に関する情報の改善

令和7年 12月

水管理・国土保全局、気象庁

高潮に関する情報の主な変更点（現行の情報）

国土交通省

＜現在の高潮に関する情報＞

発表者		都道府県	気象台
発表指標		潮位（実況）	潮位（実況・予測）
情報名称	5	高潮氾濫発生情報	
	4		高潮特別警報　高潮警報
	3		警報に切り替える可能性が高い 高潮注意報
	2		高潮注意報
	1		早期注意情報

- 特別警報と警報が同じ警戒レベル４相当
- 高潮注意報が警戒レベル２と警戒レベル３相当に分かれる
- 都道府県と気象台が発表する情報が混在
- 高潮による浸水は、沿岸に打ち寄せる波によっても生じるが、この効果が考慮されていない

- **高潮特別警報は発表基準を変更して警戒レベル５相当情報として運用**（これまでの台風を要因とする高潮特別警報の運用はなくなり、レベル５相当の基準を新たに設定して運用）
- **警戒レベル毎に情報体系を整理**し、避難行動との関係を明確化。レベル４相当、レベル３相当、レベル２の情報は、浸水被害のおそれがある状況からリードタイムをとって発表する運用に変更。
- 高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして国土交通大臣が新たに指定した海岸（高潮予報海岸）では、国土交通省・都道府県・気象台が共同発表する情報とし、**波の打上げの効果も加味した情報に高度化**する。

情報名称や特別警報の発表基準など、大きく変わります

高潮に関する情報の主な変更点

警戒レベル毎に情報を整理し、避難行動との関係を明確化

（警戒レベル毎の情報に！）

- レベル５高潮特別警報を市町村による緊急安全確保発令、レベル４高潮危険警報を避難指示発令、レベル３高潮警報を高齢者等避難発令のトリガー情報として活用して頂くことを想定して情報を設計。

（発表基準等の見直し）

- 現在の高潮特別警報の台風等を要因としている発表指標は見直して、レベル５高潮特別警報として潮位等の基準を新たに設定して運用。
- レベル４高潮危険警報の基準は、その基準を超えると浸水被害のおそれがある状況となる高さに設定。
- レベル４高潮危険警報、レベル３高潮警報、レベル２高潮注意報は、浸水被害のおそれがある状況からリードタイムをとって発表。

（注）現在は高潮注意報で行っている低地での軽微な浸水被害に対する注意喚起は、新たな情報体系では扱わず、今後は高い潮位、大潮等に関する「気象解説情報」で対応

（高潮予報海岸の導入）

- 高潮予報海岸では、従来の潮位予測に基づく発表に加えて波の打上げ高の効果を加味した水位予測に基づく発表も開始（波の効果も加味することで高潮浸水被害に対し、より的確な情報発表が可能に）。
  高潮予報海岸以外では、潮位予測に基づき気象庁が発表。

情報名称	発表タイミング	住民がとるべき行動
レベル５高潮特別警報	浸水がすでに発生 or 切迫	ただちに安全確保の行動を
レベル４高潮危険警報	浸水被害のおそれがある状況となる約６時間前までに発表	浸水想定区域など、高潮による浸水被害のおそれのある場所にいる者は全員安全な場所に避難
レベル３高潮警報	浸水被害のおそれがある状況となる約12時間前までに発表	避難に時間を要する人は早めに避難、避難の準備など
レベル２高潮注意報	浸水被害のおそれがある状況となる約18時間前までに発表	避難行動を確認（避難場所やルート、時期など）
早期注意情報	５日先までにレベル４相当の現象が予想される場合に「高」「中」の２段階で発表	災害への心構えを高める

高潮の共同予報・警報の創設

国土交通省

○　現在の高潮の予報・警報は、気象庁が**「吸い上げ」及び「吹き寄せ」の要素を基に実施**しているが、海岸地形や施設を考慮した**「波の打上げ高」を反映することで、より精緻な高潮予報が可能**。

○　国土交通省において都道府県と協力し、**波の打上げ高を予測・観測できるシステムを構築**（令和８年から本格運用を予定）。

○　**気象庁**の潮位予測、**国土交通省**の波の打上げ高予測、**都道府県**の集約する地形情報等を結集し、国土交通大臣が指定する海岸について、**三者で共同して予報・警報を実施**。

■ 現在の高潮予報・警報

気象庁

【吸い上げ】
気圧低下による潮位上昇

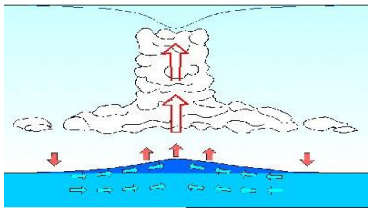

【吹き寄せ】
海岸に吹く風による潮位上昇

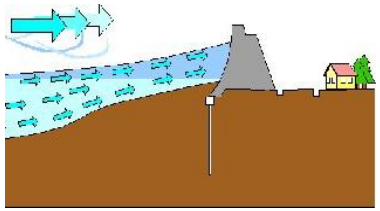

■ 波の打上げ高を予報・警報に反映

国土交通省

都道府県

○波の打上げ高予測モデルや観測技術の開発により、波の打上げ高の予測・観測が可能に

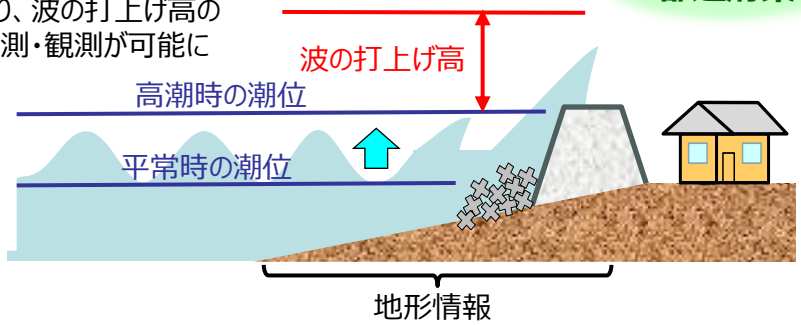

■ 三者による共同予報・警報の創設

国土交通省、都道府県と気象庁が有する技術・情報により、高精度な高潮予報を三者で共同発表

高潮による浸水被害からの的確な避難判断など、高潮警戒避難体制の充実・強化

※高潮予報海岸では、**従来の潮位のみを考慮した潮位基準**と**新たに波の打上げ高を考慮した水位基準**を加えた**２つの発表基準を設定して高潮予報を発表**。

高潮予報海岸における新たな高潮予報の運用

- 新たな高潮予報では、高潮予報海岸の指定、及び高潮予報区間（以下「予報区間」）を設定し、その予報区間内に設定する基準地点における予測・実況値等をもとに情報発表する。
- 例えば、予報区間Aの基準地点Aで、レベル４相当の基準を超過した場合、予報区間Aの警戒レベルが４相当（a市とb市の警戒レベルが４相当）となる。

→ **<u>発表基準は予報区間毎に設定するが、情報の対象は２次細分区域</u>**

(高潮予報海岸以外においても、従来どおり２次細分区域で情報を発表)

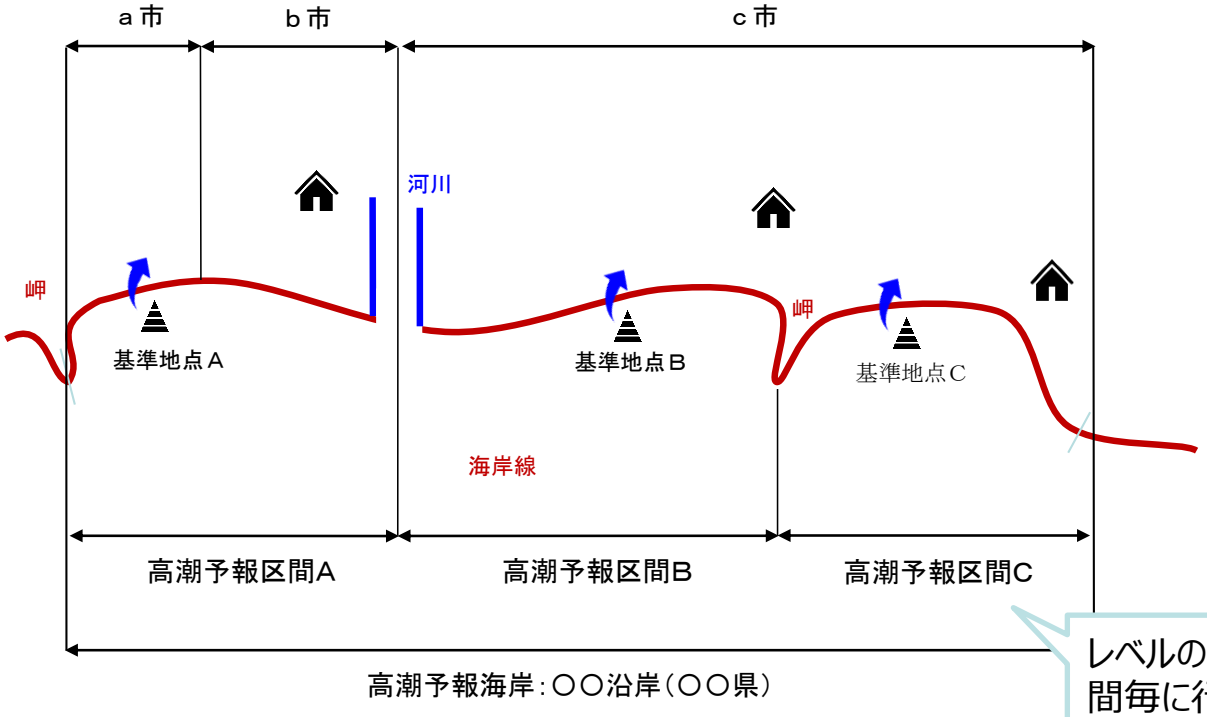

新たな高潮予報の運用開始に向けて、今後、国土交通省、都道府県、気象台が連携して、基準地点や発表基準等の設定作業が必要になる。